議案第４６号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第３条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月５日提出

米　原　市　長　　角　田　航　也

提案理由

辺地における公共的施設の整備を促進するため、伊吹地域北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定したいので、この案を提出するものである。

総　合　整　備　計　画　書

滋賀県米原市　伊吹地域北部辺地
（辺地の人口867人　面積81.16k㎡）

1　辺地の概況

(1)　辺地を構成する町又は字の名称　甲津原、曲谷、甲賀、吉槻、上板並
下板並、大久保、小泉、伊吹

(2)　地域の中心の位置　米原市伊吹998番地

(3)　辺地度点数　100点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、本市の北部に位置し、米原市役所本庁舎から約22ｋｍ離れた山間地で、近傍の市（長浜市）までも約22ｋｍの遠隔地である。山村振興法第７条第１項の規定に基づく振興山村に指定された区域で、豪雪地帯対策特別措置法第２条第１項の規定に基づく豪雪地帯にも指定されている。これらのことから、地域にかなった施設等を整備しようとする総合整備計画を策定し、各事業を推進する必要がある。

(1)　市町村道・橋りょうについて

本地域の市道（甲津原１号線、吉槻甲賀線および小泉上板並線等）について、地域住民の道路交通の安全を確保するため、道路および付属施設の保全や必要な改良等の整備を行う。

また、伊吹地先に位置する大谷橋は、第３次緊急輸送路に架かっている橋りょうであるため、災害時に道路が分断されないように耐震化、落橋防止対策を行う。

(2)　除雪機械について

本地域の除雪車は、耐用年数を超えて使用し、老朽化している。降雪量が多い本地域では、除雪車の修繕等が多く必要となり、除雪作業の効率に大きな影響を与えていることから、計画的な更新を行い、区域内の冬季の安全を確保する。

また、本地域の各自治会が実施する除雪作業に必要な除雪機械の購入費用の一部を補助し、各区域内の冬季の安全を確保する。

(3)　診療施設について

吉槻診療所は、本地域の住民が必要とする医療を身近な地域で安心して受診できるために設置された施設である。診療所で必要となる設備や機器を整備し、地域医療体制の維持・確保を図る。

(4)　観光、レクリエーション施設について

甲津原交流センターは、地域住民の憩いの場を提供するために設置された施設である。平成８年に建築されて以来、建物の躯体や設備が老朽化していることから、施設の長寿命化を図る。

(5)　農林漁業経営近代化施設について

伊吹地域の基幹かんがい排水施設は、供給開始後60年以上が経過し、施設の老朽化に伴う漏水等が発生するなど、維持管理に多大な費用と労力を要するようになっている。そのため、当事業により基幹かんがい排水施設の機能回復を実施し、農業用水の安定供給や維持管理費の軽減のための対策を実施する。

3　公共的施設の整備計画

令和７年度から令和11年度までの５年間

（単位：千円）

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
交通通信施設 市町村道・橋りょう	市	124,000	0	124,000	124,000
交通通信施設 除雪機械	市	29,344	0	29,344	29,300
厚生施設等 診療施設	市	3,190	0	3,190	3,100
産業振興施設 観光、レクリエーション施設	市	1,500	0	1,500	1,500
産業振興施設 農林漁業経営近代化施設	県	16,186	11,600	4,586	4,500
合計		174,220	11,600	162,620	162,400

※令和３年度から令和７年度までの５年間を計画期間とする従前の伊吹地域北部辺地における公共的施設の総合整備計画については、令和６年度で完結した。